

資料3

平成15年 9月30日
厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（全数調査の抽出分）

本調査は、支援費制度施行に伴う居宅生活支援サービスの利用状況を把握するとともに、厚生労働省の「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」での検討に資するため、全国の自治体を対象として実施したものである。

今般、全体集計に先立ち、76市町村分のデータを取りまとめたので報告する。

データ取りまとめ市町村数：76市町村（指定都市=3、中核市=9、市=39、町=21、村=3、広域連合=1）

表1 支援費支給対象者数等

1 人口 (人)

住民基本台帳人口

2 障害者数 (人)

身体障害者	知的障害者	児童

(注1) 各市町村が手帳発行台帳等で把握している数であり、必ずしも実数とは限らない。

(注2) 各市町村によって、把握している時点が異なる。

(注3) 重複障害者の場合は、いずれか1つに記入している。

3 居宅生活支援費支給決定者数・利用者数 (人)

支給決定者数 (平成15年4月末時点)	利用者数 (平成15年4月分)

表2 居宅生活支援費に係る支給決定・利用状況（平成15年4月分）

1 居宅介護支援費（ホームヘルプサービス）

①法区分別支給決定者数・利用者数

法区分	支給決定者数 (人)	利用者数 (人)
身体障害者		
知的障害者		
児 童		

(注) 身体障害と知的障害の重複障害者であって、身障と知的の両区分で支給決定・利用がある者については、それぞれの法区分毎に計上している。

②法区分別、サービスの類型別支給決定・利用状況

法区分	サービスの類型	支給決定者数 (延人数)	支給決定 時間数	利用者数 (延人数)	利用時間数
身体障害者	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				
	日常生活支援				
知的障害者	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				
児 童	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				

③支給決定があった市町村数及び一人当たり時間数

法区分	サービスの類型	支給決定があ った市町村数	一人当たり支給決定量（時間/月）		
			最大*	最小*	平均
身体障害者	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				
	日常生活支援				
知的障害者	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				
児 童	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				

(注) 最大・最小は、該当市町村における全支給決定者の平均時間数

④利用があった市町村数及び一人当たり時間数

法区分	サービスの類型	利用があった市町村数	一人当たり利用量 (時間/月)		
			最大*	最小*	平均
身体障害者	身体介護	76	0	0	0
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				
	日常生活支援				
知的障害者	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				
児童	身体介護				
	家事援助				
	移動介護(身体介護併用)				
	移動介護(身体介護併わない)				

(注) 最大・最小は、該当市町村における全利用者の平均時間数

【参 考】

平成13年度におけるホームヘルプサービスの 一月当りの利用状況 (平成15年1月調べ)		今回調査における76市町村のホームヘルプ サービスの一月当りの利用状況	
身体障害者・知的障害者 (一般分)	17時間	身体障害者(身体介護)	18.9時間
		"(家事援助)	13.6時間
		知的障害者(身体介護)	17.0時間
		"(家事援助)	13.3時間
視覚障害者等特有のニーズをもつ者 (うち、移動介護)	34時間	身体障害者(移動介護)	16.1時間
	17時間	知的障害者(移動介護)	18.2時間
全身性障害者	83時間	日常生活支援	125.8時間

2 デイサービス支援費

①法区分別、単価区分別支給決定・利用状況

法区分	単価区分	支給 決定者数	支給 決定日数	利用者数	利用回数		利用日数
					4時間 未満	4時間 以上	
身体障害者	区分1						
	区分2						
	区分3						
	入浴サービス						
	給食サービス						
	送迎サービス						
知的障害者	区分1						
	区分2						
	区分3						
	入浴サービス						
	給食サービス						
	送迎サービス						
児 童	10人以下						
	11人以上20人以下						
	21人以上						
	送迎サービス						

②支給決定があった市町村数及び一人当たり日数

法区分	支給決定があつた市町村数	一人当り支給決定量 (日/月)		
		最大*	最小*	平均
身体障害者				
知的障害者				
児 童				

(注1) 最大・最小は、該当市町村における全支給決定者の平均日数

(注2) 身体障害者及び知的障害者については、4時間未満の利用を0.5日、4時間以上の利用を1日として計上した。

③利用があった市町村数及び一人当たり日数

法区分	利用があつた市町村数	一人当り利用量 (日/月)		
		最大*	最小*	平均
身体障害者				
知的障害者				
児 童				

(注1) 最大・最小は、該当市町村における全利用者の平均日数

(注2) 身体障害者及び知的障害者については、4時間未満の利用を0.5日、4時間以上の利用を1日として計上した。

3 短期入所支援費

①法区分別、支給決定の内容別支給決定・利用状況

法区分	支給決定の内容	支給決定者数	支給決定日数	利用者数	利用日(回)数			
					宿泊	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
身体障害者	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算)							
	区分2 (うち重症性意識障害者等加算)							
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算)							
	遷延性意識障害者等加算のみ							
知的障害者	区分1 (うち重症心身障害者加算)							
	区分2 (うち重症心身障害者加算)							
	区分3 (うち重症心身障害者加算)							
	重症心身障害者加算のみ							
児童	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)							
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)							
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)							
	遷延性意識障害者等加算のみ							
	重症心身障害児加算のみ							

②支給決定があった市町村数及び一人当たり日数

法区分	支給決定があつた市町村数	一人当たり支給決定量(日/月)		
		最大*	最小*	平均
身体障害者				
知的障害者				
児 童				

(注1) 最大・最小は、該当市町村における全支給決定者の平均日数

(注2) 知的障害者及び児童については、日中受入れ4時間未満の利用を0.25日、4時間以上8時間未満の利用を0.5日、8時間以上の利用を0.75日として計上した。

②利用があつた市町村数及び一人当たり日数

法区分	利用があつた市町村数	一人当たり利用量(日/月)		
		最大*	最小*	平均
身体障害者				
知的障害者				
児 童				

(注1) 最大・最小は、該当市町村における全利用者の平均日数

(注2) 知的障害者及び児童については、日中受入れ4時間未満の利用を0.25日、4時間以上8時間未満の利用を0.5日、8時間以上の利用を0.75日として計上した。

(注3) 最大値が、支給決定量よりも大きくなったのは、実際に利用した者の一人当たり量であるため。

4 知的障害者地域生活援助支援費

単価区分別支給決定・利用状況

単価区分	支給決定者数	利用者数
区分1		
区分2		

表3 支援費サービス提供基盤調査（平成15年4月末時点）

1 居宅介護等事業所数（基準該当を含む）

法区分	サービス類型	調査対象の市町村で事業を実施している事業所数	
身体障害者	身体介護	■	
	家事援助		
	移動介護		視覚障害者分
			全身性障害者分
	日常生活支援		
知的障害者	身体介護	■	
	家事援助		
	移動介護		
児 童	身体介護	■	
	家事援助		
	移動介護		

（注） 計上した事業所数は、調査に回答のあった市町村が、各々利用できる事業所として把握している数の総数であり、一の事業所を複数の市町村が計上している場合があるため、指定事業所及び基準該当事業所の実数とは異なる。

2 デイサービス事業所数

法区分	調査対象の市町村で事業を実施している事業所数
身体障害者	■
知的障害者	■
児 童	■

（注） 計上した事業所数は、調査に回答のあった市町村が、各々利用できる事業所として把握している数の総数であり、一の事業所を複数の市町村が計上している場合があるため、指定事業所及び基準該当事業所の実数とは異なる。

3 短期入所事業所数

法区分	調査対象の市町村で事業を実施している事業所数
身体障害者	
知的障害者	
児 童	

(注) 計上した事業所数は、調査に回答のあった市町村が、各々利用できる事業所として把握している数の総数であり、一の事業所を複数の市町村が計上している場合があるため、指定事業所及び基準該当事業所の実数とは異なる。





































